

財 産 区

財産区とは、市町村の一部で、財産または公の施設の管理及び処分を行うことを認められた特別地方公共団体のことを言います。本市の場合、桜財産区管理会が桜財産区の管理を行っています。

本年度は、財産区の所有する山林162,315.14（公簿地積）のうち83,431.24（実測地積）を雙四日市市レジャー施設協会に貸し付け、フィールドアスレチックコース等の用に供したほか、その貸付収入で残りの山林約8haについて、保育等の管理運営を行いました。

なお、決算状況は、次のとおりです。

〔単位 円〕

会 計 名	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額
桜 財 産 区	34,409,226	3,197,787